

21.60

商標（防護標章）登録出願の出願日の 認定の取扱い（商）

1. 出願日の認定

下記の（１）から（５）に該当する場合を除き、商標（防護標章）登録出願に係る願書を提出した日を商標（防護標章）登録出願の日として認定しなければならない（商５条の２第１項^{*1}）。

- （１）商標（防護標章）登録を受けようとする旨の表示が明確でないと認められるとき。
- （２）商標（防護標章）登録出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が商標（防護標章）登録出願人を特定できる程度に明確でないと認められるとき。
- （３）願書に商標（防護標章）登録を受けようとする商標（標章）の記載がないとき。
- （４）指定商品又は指定役務の記載がないとき。
「指定商品又は指定役務の記載がないとき」には、「【指定商品（指定役務）】」の欄に記載が全くない場合（欄自体がない場合を含む。）に加え、「【指定商品（指定役務）】」の欄に類似群コードのみが記載されている場合等、何らかの記載はあるものの、それが指定商品又は指定役務（以下「指定商品等」という。）を記載したものと認められない場合が含まれる。なお、類のうちの一つに指定商品等の記載がなかったとしても、他の類において指定商品等の記載がある場合は除く。
- （５）防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号の記載がないとき。

2. 補完指令

上記（１）から（５）のいずれかに該当するときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、商標（防護標章）登録出願について補完をすべきことを命じなければならない（商５条の２第２項^{*1}）。ただし、出願人に連絡することを可能とする表示がされなかった場合を除く。

3. 補完指令に対する応答期間（→04.10）

国内居住者 1月（遠隔地等15日の期間延長）
在外者 2月（期間延長は認めない）

4. 手続補完書による補完

商標（防護標章）登録出願について補完をするには、手続補完書を提出しなければならない（商５条の２第３項^{*1}）。

5. 出願日の認定

補完指令に対し、指定された期間内に補完（自発補完を含む。）をしたときは、手続補完書を提出した日を商標（防護標章）登録出願の日として認定しな

ければならない（商5条の2第4項^{*1}）。

この場合において、認定した出願日を出願人に通知する。

6. 出願の却下

補完指令に対し、指定された期間内にその補完をしないときは、当該商標（防護標章）登録出願を却下することができる（商5条の2第5項^{*1}）。

7. 却下処分

商標法第5条の2第5項^{*1}では「却下することができる。」と規定しており、却下するか否かは特許庁長官の裁量権に属するものである。したがって、例えば、指定期間が経過した翌日に手続の補完がされたような場合でも、その補完がされた状態において商標（防護標章）登録出願の日を認定することが諸般の事情から何ら支障がないようなときは、却下することなく補完を認めて商標（防護標章）登録出願の日を認定することもできる。却下処分の効力は、それを出願人等に告知することにより生ずる（→43.21）。

（改訂平成28・4）

^{*1} 商5条の2：商68条1項において準用